

『公開講演会記録』「新しい世代が見た満洲」第3回

満洲国建国と内モンゴル —日本との出会いから興安省設置まで

明治大学講師 鈴木仁麗



昨年、2012年は満洲国の建国から80年という節目の年であった。満洲国建国当時の記憶を今に伝えてくれる人はもはや相当に少なくなってしまった。しかし、日中両国の各地に残された歴史資料を広く収集し、それを丹念に読み込むことによって、今でも新たな事実を数多く見いだすことができる。

満洲国の中には、内モンゴルの実態を明らかにしていくという作業もまた、そのような新しさを持っていると考えている。少し前までは、満洲国の中に広大な内モンゴル地域が内蔵されていたといふこと自体が、一般にそれほど知られておらず、また研究もほとんどなかつた。1990年代ごろから、満洲国の中の

モンゴルに関する、モンゴル史研究者による専門的論文が現れはじめ、2000年代に入つてから、ようやく活気ある一研究分野となつたように見受けられる。

さて、満洲国の中の内モンゴルを、満洲国の行政区画では「興安省」と言った。建国当初、興安省は、「興安東分省」「興安北分省」「興安南分省」の3つの分省

からなり、1933年に熱河地方を組み入れて「興安西分省」を作り、4分省体制となし、翌1934年には分省がそれぞれ省として独立した。終戦時には、4省を合わせた「興安総省」が作られていた。

本稿では、満洲国内のモンゴルを「興安省」とよぶことに統一していきたい。興安省の主役はもちろんモンゴル人である。モンゴル人と日本人との張りつめた渡り合いの過程が、興安省の歴史であると考えている。

ただし、その歴史を丁寧に辿つていこうとすると、これまでの満洲国史研究が取り扱ってきた漢人と日本人の関係とはどこか違う、モンゴル人と日本人との相互の関わり合いを感じ取ることがある。それは日本人のモンゴル人に対する「愛着」といえるようなものであるが、そのぼんやりとした感覚を的確に論じつくすることはできない。私は日本人による満洲国統治を肯定する者では決してないが、だからこそむしろ、そうした心情の存在をある程度認めることで、多民族国家である満洲国における、各民族を「平等」に

統治することの難しさと、日本人による統治の冷厳さ、といった満洲国の姿を浮かび上がらせることができると考えている。

では、日本人とモンゴル人は満洲国建国に至る過程でどのような関係を取り結んだのだろうか。そして、その関係性がどのような興安省統治を作り出したのだろか。以下では、1・内モンゴルと日本の大陸政策と「満蒙」、3・満洲国建国過程におけるモンゴル統治の政策決定、の3点について考え、最後に興安省統治に対する多くの人が抱いてきた「幻想」を見直していく必要性について言及したい。

内モンゴルと日本の出会い

まず、有名な文学作品の一節を紹介したい。

主人は、「冒険者」と再び先刻の言葉を力強く繰り返した。「何をしているか分からぬ。私には、牧畜をやっています。しかも成功していますと云うんですがね、一向当てになりません。今までもよく法螺を吹いて私を欺したもので。それに今まで東京へ出て来た用事と云うのが余つ程妙です。何とかと云う蒙古王のた

めに、金を二万円ばかり借りたい。もし貸してやらないと自分の信用に関わるって奔走しているんですからね。その取引に捕まつたのは私だが、いくら蒙古王だつて、いくら広い土地を抵当にするつたって、蒙古と東京じゃ催促さえ出来やしませんもの。で、私が断わると、蔭へ廻つて妻に、兄さんはあれだから大きな仕事が出来っこないって、威張つてやるんです。仕様がない。」

主人は此所で少し笑つたが、妙に緊張した宗助の顔を見て、

「どうです一遍逢つて御覧になつちや、わきわき毛皮の着いただぶだぶしたものなんか着て、一寸面白いですよ。何なら御紹介しましょう。丁度明後日の晩呼んで飯を食わせる事になつてやるから。」なに引っ掛け不可ませんがね。黙つて向に喋

1905年、開戦に至った。

1905年のポーツマス条約により、日本は当初想定した以上の利権を得ることになり、遼東半島の租借権や東清鉄道

南満洲支線（満鉄）を手に入れた。そして、新しく得た満洲の利権を確保するため、改めてロシアとの間で勢力範囲の画定交渉を始めた。

ここでは、その外交交渉を検討する前に、歴史学や人類学などの研究者たちが、

物語の冒頭では、主人公宗助と妻の御米の間で、伊藤博文の暗殺事件（1909年）が語られるなど、虚構の中に当時の世相を想起させる箇所を含む小説である。引用した宗助と主人（大家）の会話の中に、「蒙古」「蒙古王」という言葉が出でてくるが、これは、1910年より以前に、一般的の日本人の間でモンゴルが話題に上ることがあったことを示している。内モンゴルと日本の出会いの時期はその頃に求めることができ、その具体的な契機は日露戦争であったと思われる。

日露戦争開戦前、日本は、ロシアが義和團による排斥運動への対応として全満洲を占領したことを憂慮し、「満韓交換論」を持ち出してロシアとの交渉を開始した。しかし交渉はうまくいかず、1904年、開戦に至った。

これは、夏目漱石が1910年に発表した『門』（新潮文庫、1996年、170～171頁）の一節である。『門』という作品には、具体的な歴史を示す事



調査に出かける鳥居龍藏（中薦英助「鳥居龍藏伝」より）

日露戦争の終結を契機に、徐々に南満洲やその先の東部内モンゴルへと関心を示すようになつたこと、またそうした研究を支える、あるいは、より政治的・軍事的な意味合いを帯びた実地調査も行われるようになつていったことに注意を促したい。

日清戦争前後、日本のアジア研究の中心であった朝鮮史研究は、日露戦争を経てやや低調となり、代わって満洲史への関心が高まつた。研究拠点の一つは、1908年に満鉄東京支社内に設置された

「満鮮歴史地理調査室」であつた。

「満鮮史」という研究分野が現れた時、同調査室の責任者であった白鳥庫吉はモンゴル研究にも着手している。彼の著作

集の中で最も古いモンゴルに関する研究は、1907年に書かれた『蒙古民族の起源』というもので、そこには、日露戦

争後の日本の利害から考えても、満洲経営の際にその西に提携できる人たちがいることは力強いだろう、とあり、モンゴル民族に関して「種々の方面から調査研究する必要がある」と書かれている。日露戦争後のアジア史の分野で、モンゴル研究という新しい研究領域が拓かれようとしていた。一方で、本格的な実地調査も日露戦争後に開始され、関東都督府陸軍部による調査（『東部蒙古誌草稿』上中下巻）がある。

また、軍の調査とは別に、人類学者の鳥居龍藏も内モンゴルの東部に入つてゐる。日露戦争後の満洲調査（1905年）で初めてモンゴルに立ち入り、その後、夫人の鳥居きみ子とともに1906年と1907年に本格的なモンゴル調査を行つてゐる。

日露戦争前にも日本人とモンゴル人の接点がなかつたわけではないが（たとえば、ハラチン王府の毓正女学校で教員を

していた河原操子の例など）、戦争の勝利が両者のさらなる接近を促したことはおそらく間違ないと考えられる。

日本の大陸政策と「満蒙」

日露戦争の後、日本はロシアとの間で満洲権益画定のための交渉を開始した。まず、1907年に第一次日露協約が結ばれ、それに附属する秘密協約では、東経122度線までの満洲を南北に分けて、南満洲を日本の権益とすることになった。

内モンゴルに関する権益問題が具体的に浮上するのは、第三次日露協約であり、1912年のことである。交渉の開始から1912年までの間、北東アジアの情勢変化は著しく、1910年には韓国併合が断行されて、南満洲は日本の「地続き」の権益となつていて、したがつて、南満洲の西に連なる内モンゴルへの関心も、大いに変化していったと考えられる。翌1911年には中国に辛亥革命がおこり、それにより清朝が崩壊すると、外モンゴルが独立を宣言し、ロシアは独立問題に関するモンゴル－中国協議の斡旋を引き受けた。日本は、ロシアがいう「モンゴル」に内モンゴルが含まれていなかいか、神經をとがらせた。第三次日

露協約はこうした情勢の中で結ばれたものである。

協約では、第一次協約で定めた南北境界線を北京の経度（東経116・27度）まで延長し、その経線の西側をロシア、東側を日本の勢力範囲として認め合うことになった。ここに、新たに「東部内蒙古」という日本の権益が誕生し、これまで「満洲」と呼びならわしていた一帯は拡大し、「満蒙」と呼ばれるようになった。内モンゴルをめぐる交渉は、日本とロシアの間だけで行われたわけではない。

同じ頃、ヨーロッパ列強は国際金融資本の中国への関与について話し合いをしており、そこに日本とロシアも参加することになった。

これは六国借款團交渉といわれるもので、第三次日露協約交渉と同じく1912年から始まった。その交渉過程で、日本は、同借款が日本の「満蒙」権益に不利益を与えるものではないことを、交渉国に認めさせようと努めた。すなわち、この機会に、満蒙が日本の勢力範囲であることを列強に承認してもらいたいという意思の表れである。そして、この思惑は一応達成された。交渉会議録に日本の示した留保条件が記入されることとなり、交渉は妥結した。

上で見た2つの交渉は、いずれも第一次世界大戦前のことであった。その後、第一次大戦中、また大戦後において、それがすでに「確立」させた日本の「満蒙」権益に搖らぎが生じはじめる。

まず、第一次世界大戦中、列強が極東から後退し、借款等で列強に依存してきた袁世凱政権に弱体化の兆しがみられる、日本は、これを中国との直接交渉の機会ととらえて、1915年に、全五号からなる二十一カ条要求を突き付けた。

このよく知られる二十一カ条要求交渉において、「満蒙」権益はどのように再定義されたのだろうか。

「満蒙」に関する要求は、第一号要求「南満洲及東部内蒙古ニ関スル條約」に表れている。その中で、日本は、南満洲と東部モンゴルを同列に扱い、両地域で要求する権益に差をつけなかった。

他方、中国側の対案では、「東部内蒙古」の文字が完全に削除され、中国が、「東三省南部」における問題に限定して交渉を進めようとしたことが分かる。

ところが、日本は東部内モンゴルに南満洲と同等の権益を得ることに強いこだわりを持っていて、中国が特に強い難色を示した第五号要求において譲歩してでも、その要求を貫徹させようとした。

しかし、何度談判を重ねても中国側はこの点を拒絶し続け、結局、日本は要求を修正して、第二号要求の中に「東部内蒙古ニ関スル事項」という新項目を立てることとした。東部内モンゴルへの要求はここで大幅に見直されて、「南満洲」と「東部内蒙古」の間の権益の差が生まれることとなった。このことは、「満蒙」と一括りに呼ばれる地域が、実は、「満」と「蒙」で性質の違うものになったことを意味する。

そもそも「満」と「蒙」では異なる民族が暮らし、政治的伝統や経済的基盤も全く異なるものだった。しかし、実際にには、「満蒙」の広い地域で、漢人とモンゴル人の雜居状態が見られ、「満」と「蒙」の明確な線引きは難しいものであった。二十一カ条要求交渉においてもその線引きは議題となつたが、結局は棚上げとなり、日本はその後、境界をあいまいにしたまま、東部内モンゴルへと利権を拡張させることになった。

第一次世界大戦が終結し、列強が再び極東に目を向けた時、これまでのようない強間で勢力範囲を承認しあう国際秩序のあり方は見直しを迫られた。その結果、「満蒙」をめぐる列強の態度にも変化が表れる。はやくも1918年にアメリカ

から提起された中国への新たな借款計画の話し合いの中で、日本の「満蒙」権益は新たな局面に立たされた。

この新四国借款團交渉と呼ばれる米英仏日による協議において、日本は当初、相変わらず「満蒙」を借款團の共同事業から除外させることを考えていた。ところが、これは英米により強く批判された。

アメリカは門戸開放と機会均等主義の貫徹を重視して、勢力範囲の打破を目指していたため当然であるが、中国に既得経済基盤を有するイギリスでさえも日本の「満蒙」除外の意向を非難し、特に、「蒙」に関してはあくまでも反対し続けた。「満」と「蒙」の境界があいまいであることにも疑問を呈していましたし、なによりも「蒙」が北京に近いことを警戒していた。

日本は結局、概括的に「満蒙」を除外させることをあきらめ、いくつかの鉄道利権を列举して、それぞれの除外を求めることとしたが、最終的には、その鉄道利権の内、東部内モンゴルに予定していた鉄道（洮熱線）を放棄して、これを借款團の共同事業に含めることを認めた。

つまりこれは、「満蒙」全域が概括的に日本の勢力範囲内にあるということに列強の公認を得られず、さらに「蒙」ににおける日本の優先権（既得権益）を手放すこととしたが、最後には、その鉄道利権の内、東部内モンゴルに予定していた鉄道（洮熱線）を放棄して、これを借款團の共同事業に含めることを認めた。

したことを意味する。

これにより、「満」と「蒙」の差はいよいよ広がったが、「蒙」において妥協することは、日本が列強の一員として新たな国際秩序に順応するためにはやむを得ない措置であつたと考えられる。すなわち、東部内モンゴルに対する措置によつて、
「勢力範囲」そのものを認めたくないアメリカが提唱する新外交の原則に順応する態度を示し、一方で、南満洲には依然として、特殊権益や勢力範囲を前提として列強間の協調をはかる旧外交による秩序が残存することとなり、「満蒙」には当時の2つの国際秩序が重なり合っていた。

このようにいくつもの外交交渉の場で議論されてきた「満蒙」だが、「満」と「蒙」の境界と疆域は明確にされなかつた。これが確定して、境界と疆域を持つに至ったのは満洲国ができた時である。

このことは、「満蒙」が、確かに「満」と「蒙」で異なる性質と役割を有しながら、日本人の満蒙概念はあいまいな形を取りながら、その時まで決定的には崩れなかつたことを意味している。

日本の「満蒙領有」案を持論としていたのは石原莞爾である。彼は1927年に『現在及将来ニ於ケル日本ノ国防』を起草し、日本国内の食糧問題と人口問題解決のために満蒙領有が不可欠であるとし、以下の理由を挙げている。

満蒙ハ漢民族ノ領土ニ非スシテ寧

調路線を選択した時期においても、内モンゴル方面への鉄道利権の伸張を継続させた。1910年代、20年代を通じて、内モンゴルにおける各種合弁事業の進展、満鉄関連機関の設置や調査の実施など、水面下では絶えず中国側やモンゴル側との交渉が続けられていた。

東部内モンゴルで新たに利権を積み上げ、モンゴル人との関係を深めることができ、この時期着々となっていた。だからこそ、田中義一内閣（1927～29）の満蒙分離政策が北伐阻止の失敗と張作霖爆殺により挫折して、「満蒙領有」が声高に議論されるようになった時も、東部内モンゴルは「満蒙」の重要な一部として、特別な疑問もなく、領有する対象地域として認識されたのである。

決 定

満洲国建国へ—モンゴル統治の政策

その「満蒙領有」案を持論としていたのは石原莞爾である。彼は1927年に『現在及将来ニ於ケル日本ノ国防』を起草し、日本国内の食糧問題と人口問題解決のために満蒙領有が不可欠であるとし、以下の理由を挙げている。

口其関係我国ト密接ナルモノアリ
民族自決ヲ口ニセントスルモノハ満

蒙ハ満洲及蒙古人ノモノニシテ満洲
ニ近キコトヲ認メサルヘカラス 現

在ノ住民ハ漢人種ヲ最大トスルモ其
経済的関係亦支那本部ニ比シ我国ハ

遙ニ密接ナリ
これは、満洲は本来中国ではないとい
う矢野仁一などの主張を踏まえたもので
あり、モンゴル人・満洲人を持ち出して
満蒙領有を正当化している。

1927年は、田中義一内閣が「東方
會議」を開いた年であり、この会議を実
質的に計画したとされる森恪政務次官の
対中政策にも、「満洲及び蒙古は歴史的
にも経済的にも、また国防的にも、日本
にとって、陸の生命線である」ため、日
本はまず満蒙を確保し、それから中国本
土に向かうべきだという、石原の考えに
近いものが表明されていた。この時期、
モンゴルは満蒙領有の根拠となる重要な
要素ととらえられていた。

1930年代に入ると、関東軍参謀ら
のモンゴル認識はさらに深化していく。
1931年1月からは、関東軍参謀と満
鉄調査員有志による「満蒙に於ける占領
地統治に関する研究会」が毎週開かれ、

そこで意見交換が頻繁になされた結果で
あると考えられる。

この頃のモンゴル認識には3つの特徴

があり、第1に、モンゴル人が牧畜業を
営んでいるという観点からモンゴル民族
と地域の特殊性を認識するようになった
点である。例えば、関東軍参謀板垣征四
郎が著した『軍事上ヨリ觀タル満蒙ニ就
テ』においてもこの点が確認できる。

第2に、モンゴル独立運動を満洲への
武力行使の口実として利用しようと考
るようになつた点である。

第3に、対ソ戦略の一環として東部内
モンゴルの北側の地フルンボイルと興安
嶺一帯が注目された点である。つまり、
その認識の特徴は、東部内モンゴルの戰
略上の必要性を背景にしてはいるものの、
牧畜を行なうモンゴル人の生活をある程度
認め、「民族協和」の観点から民族性を
無視しないものであった。

こうした関東軍のモンゴル認識は、満
洲事変期の満洲国建国工作の中でどのように
變化し、興安省政策の決定にどのように
生かされたのだろうか。

まず、1931年9月の柳条湖事件が
起きた直後に関東軍が策定した『満蒙
問題解決策案』を見ると、そこには次の
ようにある。

我が國ノ支持ヲ受ケ東北四省及蒙古
ヲ領域トセル宣統帝ヲ頭首トスル支
那政權ヲ樹立シ在満蒙民族ノ樂土タ
ラシム

この中に「蒙古」の文字が見え、かな
り初期の段階から、モンゴルをその領域
に含む独立國の樹立を提起していたこと
が分る。

他方、この時期はモンゴル人たちも独
立運動を活発化させ、當時、瀋陽にあつ
た東北蒙旗師範学校の学生や日本に留学
経験のある者たちが中心となって、「内モ
ンゴル独立軍」（のちに「内モンゴル自治
軍」と改称）を結成し、日本から武器弾
薬の援助を求めるなどの活動をしていった。
関東軍はこうしたモンゴル人の動きを物
的にも人的にも支援することで内モン
ゴル工作を進め、その中で、「新國家」
におけるモンゴルの位置づけを徐々に確
立していった。特にそれは、次の2つの
統治案の中に表れている。

1つは、関東軍が1931年10月21日
に策定した『満蒙共和國統治大綱案』で
あり、その中には、「満洲ト蒙古ノ行政
区画ヲ画然ト区別シ蒙古人ヲシテ漢民族
ノ圧迫ヨリ免レシム……」
とあり、行政区画の1つに「蒙古自治
領」が挙がっているのも大きな特徴である。

もう1つは、同じく関東軍が1931

年11月7日に策定した『満蒙自由国設立案大綱』であり、「蒙古ニ就テハ蒙古民族ノ特性ニ鑑ミ又從来ノ行政組織ヲ急激ニ変更スヘカラサル理由モアリ他ノ部分トハ別ニ考慮シ特別ノ行政組織ヲ必要トス」

と書かれている。モンゴル民族の特殊性を理由に、モンゴルには「特別ノ行政組織」が必要だと明記した初めての統治案であり、ここでも再度、「蒙古自治領」の設置が提唱された。

この時期には、モンゴル統治のために「自治領」を作り、保護的な政策をしようと考えていたことが明らかである。

大まかなモンゴル統治の方針が定まった後、関東軍は具体案策定のためにモンゴル人たちから意見聴取を行った。それは関東軍が信頼する満鉄の職員がモンゴル人を集め、モンゴル人たちによる会議という形式で数回にわたって行われた。その中でモンゴル人たちは蒙古自治籌備委員会を結成し、自治のあり方、政治改善のための諸問題について話し合ったと考えられる。

彼らの政治的な要望を3つにまとめる
と、第1に、中国政府からの独立・自治を得たいということ、第2に、自分たちの牧地を漢人から守りたいということ、
第3に、王公による封建的支配を改善し

たい、ということであった。

第3の点については、王公とモンゴル青年層の間で意見の一一致を見ることが難しかつたが、ともかくこうした要望をどの

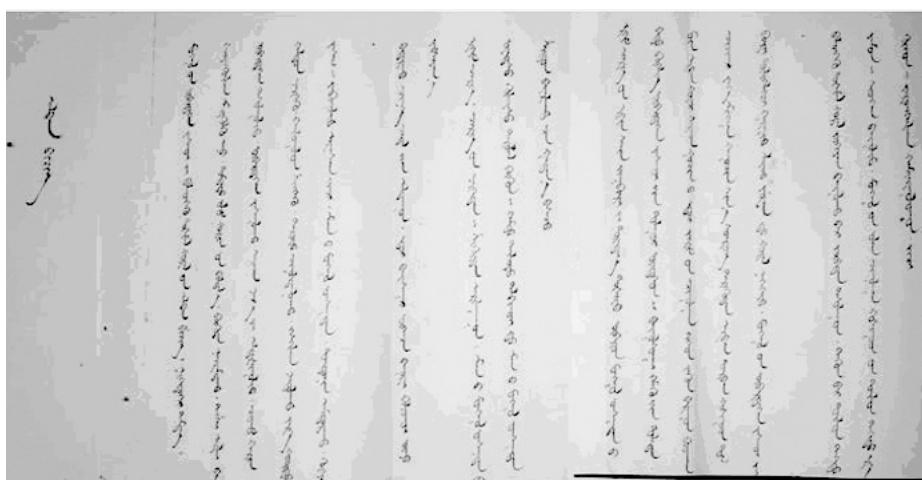
程度、モンゴル統治案に組み込むことができるかが、関東軍の課題であった。
その課題への1つの回答として示されたモンゴル統治の具体案は、『満蒙建設ニ伴フ蒙古問題処理要綱』というものである。これは関東軍が1932年2月6日に策定したものであり、その中で、モンゴル統治の基本方針が次のように書かれている。

蒙古人ノ為ニ特定ノ一省ヲ設定シテ牧畜經濟ヲ主体トセル自治ヲ行ハシメ他ノ各省内ニ於テハ蒙古人雜居地帶ニ限リ暫ク特殊ノ統治ヲ行フヲ以テ基本方針トス

ここには、モンゴル人に「特定ノ一省」を与えて、そこで「自治」を認めることが明記され、先に關東軍が提唱した「蒙古自治領」が実現するかのように読めるが、要綱の本文では、容認する「自治」のレベルを「旗」に限定している。また、この省に興安省という名を与えること、興安省内における牧畜の保護などが謳われた。

興安省統治の再検討

こうして設置に至った興安省について、從来、ここには自治が認められ、モンゴル人には特殊統治がなされていたと一般



蒙古自治籌備委員会公函（モンゴル文）『片倉衷文書』20-1-4

的に考えられてきた。この点は、研究者の間でも詳しく検証されてきたとはいえば、ある種の「幻想」となっている。

この「幻想」が、日本人と内モンゴルの人との出会い、興安省統治を含めたその後の交流を、日本人のモンゴル人への「愛着」と相まって、やや甘美な「想い出」にしてしまったことは否めないだろう。

紙幅の都合もあり、実際の興安省統治の姿をここで詳細に描き出すことはできないが、拙著『満洲国と内モンゴル』で検討したそのエッセンスをすこし紹介することで、興安省統治を再検討する必要性を最後に述べておきたい。

まず、満洲国の中央に設置され、興安省統治の要となつた「興安局」（興安局）総長はモンゴル人のチムトセンビル）の特徴を検討すると、それは、中国の歴代の辺疆（蒙藏）統治機関の流れを汲んでいたことが分かり、満洲国内の漢人に対する統治とは別の統治系統によってモンゴル人を治めることを目指したものであった。

しかしながら、国防、外交、交通・通信といった重要な業務は興安局の管轄外にあり、完全に日本人のコントロール下に置かれていた。満洲国がモンゴル人を特殊統治の対象にしていた面を確認でき、その点はモンゴル人の要望でもあったが、

モングル統治は、満洲国の一元的統治体制から著しく逸脱するような仕組みにはなっていなかつた。

また、興安省の行政システムが特殊だったのかという点について、モングル旗の行政制度を記した「旗制」を検討すると、「旗制」は確かに県の制度にはないモンゴル的な特徴（たとえば、ラマに対する規定があるなど）を備えているが、基本的に県の制度との相似性が高く、満洲国の地方統治がその均質性を志向するものであつたことが分かる。

さらに、興安省の自治の程度について、

「旗制」の中の「旗自治会」の仕組みを、

県に設置された「県自治委員会」と比較考察してみると、「旗自治会」にのみ際立つた自治的要素が認められるわけではなく、むしろ「県自治委員会」の規定以上に不備が目立ち、運営が不可能であつたことが考えられる。

興安省の場合、旗には旗長（ジャサク）を中心とする自治的な政治の伝統があり、「旗自治会」が規定する、いわば上から下の自治が機能不全であれば、その分だけ伝統的な自律的自治が生き長らえることになった。

そのため、一見、興安省に自治があつたように思われたとしても、実際は国が

定める制度としての、つまり公式の自治といふものはほとんど機能していなかつたといえるだろう。

満洲国は確かにモングル人の特殊性をある程度認めていた。しかし、それも「国家」としての一元性をゆるがせにしない範囲でのことであつたし、「幻想」を作り出す最大の要因である興安省の「自治」に関しても、そこに公式な「自治」といえるものがあつたとは認められない。

満洲国は建国当初から、モングル人を多民族国家の一構成民族とみなし、これへの統治を冷厳に遂行したものと考えられる。これまでの興安省統治に対する「幻想」は見直しを迫られ、これに関するさうなる検討が求められている。

（2012年12月19日・公開フォーラム
「新しい世代が見た満州」の3）

講師略歴（すずき にれい）

1976年 千葉県生まれ

2010年 早稲田大学大学院文学研究科博士課程満期退学・博士

明治大学非常勤講師

早稲田大学中央ユーラシア歴史文化研究所招聘研究員
著書『満州国と内モンゴル—満蒙政策から興安省統治へ』